

令 3 経 外 第 1 号
令和 3 年 3 月 15 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見について

今般、標記意見募集に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

質問 1（投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問）

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

① 海外の投資信託における時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとする例示期間について

- ・ 時価の算定日と基準価額の算定日の間の期間が短いとする例示期間を3か月程度としていただきたい。

（理由等）

- ・ 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の第16項（注4）¹において、子会社の財務諸表を連結するに当たり、3か月までの基準日の差異を許容していることを踏まえ、投資信託の算定に当たっても同様に3か月までの差異を許容する建付けとすべきである。

¹ 決算期の異なる子会社がある場合の取扱いについて

子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行うものとする。

- ・ また、IFRS決算企業の実務では、投資信託について3か月の期ずれは許容されていることから、時価の算定日と基準価額の算定日の間の期間の例示を1か月とする本公開草案とIFRS実務との乖離も懸念される。

② 基準価額の定義について

- ・ 本公開草案における「基準価額」の定義を確認したい。
(理由等)
- ・ 本公開草案では第49-2項のとおり、現行の適用指針における「基準価格」を「基準価額」に統一しているが、本公開草案における「基準価額」は、投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」における「基準価額」に該当するかを確認したい。

質問2（投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第24-3項）を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、レベル3に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

① 第24-3項を適用する投資信託に対する期首残高から期末残高への調整表の注記・開示について

- ・ 第24-7項(3)および第24-11項(3)における期首残高から期末残高への調整表の注記は不要としていただきたい。
(理由等)
- ・ 日本基準におけるレベル3の時価に分類される金融資産および金融負債の調整表の開示は、IFRS第13号と整合的にすべく導入されたものである。IFRS第13号のBC第197項では、期首残高から期末残高への調整表（以下「調整表」という。）の開示はレベル3インプットという不確実なインプットを用いて評価した場合における企業の報告利益の質を高めるものと位置づけており、レベル3に区分されない限りにおいて、調整表の開示は求めている。レベル3インプットの代表例であるヒストリカルボラティリティは、同じ金融商品でも使用する割合が企業により異なることから、見積りにおける不確実性が存在するため、調整表の開示に一定の理解はできる。一方、本公開草案の第24-3項および第24-9項を適用し、基準価額を時価とみなしている場合、各

社とも原則的には同じ時価になり、レベル3インプットを用いた金融商品の
ような不確実性はないことから、レベル3インプットの不確実性を前提とし
た開示拡大（調整表の開示）の必要性は低いと考えられる。

- ・ また、本公開草案の第49-7項では、「本適用指針第24-3項の取扱いを適用す
るものについては、仮に会計基準第12項に従って時価のレベルを分類した場
合、レベル3に該当することが多いと考えられる」と整理し、調整表の開示
を求めているが、そのエビデンス等は特段示されていない。実際に第24-3
項および第24-9項の取扱いを適用する金融商品の具体例や残高が判明し、そ
こに重要性があると考えられる場合に、調整表の導入を改めて検討すべきで
あり、導入当初から、IFRS第13号との開示内容に差を生じさせる開示を導入
すべきではない。

質問3（投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問）

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産
である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案してい
ます。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載くだ
さい。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案
している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いに
ついて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

① 投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定日と基準価額の 算定日の不一致について

- ・ 基準価額の洗い替え頻度が一般的に半年である非上場不動産投資信託につ
いて、時価の算定日と基準価額の算定日の不一致が認められるとの理解でよ
いか確認したい。

（理由等）

- ・ 本公開草案では、投資信託財産が金融商品である投資信託のみについて時価
の算定日と基準価額の算定日の不一致について言及しており、投資信託財産
が不動産である投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日の不
一致について言及がない。
- ・ 第446回企業会計基準委員会の審議事項(3)-3の第15項～第16項では、「非上
場不動産投資信託の基準価格は、（…中略…）洗い替えの頻度は少ない（一
般的に半年毎）」としたうえで、「基準価格に対して何らかの調整を求めるこ
とについては、投資信託財産が不動産であることを踏まえると、一般的に実
務上の困難さがあると想定される」ことから、「基準価格に対する調整を不
要とし、基準価格に基づいて時価を算定することを認める例外的な取扱いを

定めること」が提案されていることを踏まえると、投資信託財産が不動産である投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日の不一致が認められると考えられる。

② 投資信託財産が不動産である投資信託の時価検証を不要とする取扱いについて

- ・ 第49-12項と同様のロジックから、市場価格のない株式等が時価の算定におけるインプットとなる金融商品についても時価検証の対象外としていただきたい。

(理由等)

- ・ 投資信託財産が不動産である投資信託については、第49-12項において「投資信託財産である不動産の時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価が会計基準に基づいているか否かを確認することにより、基準価額が会計基準に従って算定されたものである否かを判断することが困難であることが考えられる」として、実質的に時価検証を不要としている。同様のロジックに従うのであれば、市場価格のない株式等は時価算定会計基準の対象に含まれていないことから、市場価格のない株式等（新株予約権や転換社債型新株予約権付社債などを含む）が時価の算定におけるインプットとなる金融商品も、インプットの時価の算定が会計基準の対象に含まれないと整理したうえで、時価検証を不要とすべきである。

質問5（貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する質問）

本公開草案で提案している時価の注記を要しないとする取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

① 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資について

- ・ 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資について、以下の理由等から、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項の注記を要しないこととする第24-15項の提案に同意する。

(理由等)

- ・ 組合等への出資（以下「組合等」という。）の投資対象には多種多様な商品が存在する。国債や上場株式等、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品が主な構成資産である組合等は、構成資産にもとづく組合等の時価の注記が考えられる一方で、市場価格のない株式等や不動産等、時価をもって貸借対照表価額としない資産を主な構成資産とする組合等は、時価の注記が困難であると考えられる。さらに組合等の法的形態は様々であることも含め、時価の注記を要する組合等とそうでない組合等に線引きを行うことは非常に

困難である。これらを考慮すると、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資をすべて時価の注記を要しないとする本公開草案の取扱い、財務諸表利用者および作成者の不要な混乱を招くことのないものとして賛同できる。また、組合等の測定に対する時価の要否は、金融商品会計（IFRS第9号へのコンバージェンス検討）の議論がなされる際に取り扱うべき内容である。

- ・ 市場価格のない株式等について、仮に、時価評価の財務諸表への反映を要した場合、市場で容易に売却できないことから、客観性や実現可能性（出口価格）の乏しい損益が計上され、財務諸表全体の信頼性を損ねてしまうという懸念が指摘²されている。投資対象として市場価格のない株式等を保有する組合等について時価の注記を要した場合、財務諸表利用者にはベネフィットは期待できないおそれがあると考えられる。
- ・ 組合等の中には、投資事業有限責任組合のように根拠法において時価評価が要求されている組合も存在するが、同根拠法にもとづき現状実施されている時価評価の大半は、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」で定める時価評価とは内容を異にする。仮に、同組合について、同会計基準で定める時価評価を求める場合、市中で甚大な影響が想定されることから、内容を異にする時価で評価される組合も含め組合等について統一的に時価の注記を要しない本公開草案の取扱いは適切であると考えられる。

質問6（適用時期等に関する質問）

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

① 適用時期の延長について

- ・ 適用準備期間の十分性の観点から、2022年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの適用を原則としていただきたい。
（理由等）
- ・ 適用時期について、第49-18項において「一定の実務への配慮を行っていることから、20XX年改正適用指針は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する」としており、基準公表後、準備期間を1年も設けない建付けとしている。しかし、時価算定会計基準の原則的取扱いと合わせ、本公開草案の取扱いを検討する必要等があると考えられることから、少なくとも検討期間を1年とれるようにすべきである。

² 企業会計基準委員会第413回 審議事項(3)-2の第19項。

質問 7 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

① 2022年3月期末の注記における期首残高から期末残高への調整表の取扱いについて

- ・ 仮に、適用時期の延長が認められず、2022年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から本公開草案を適用する場合、従来分類していなかった投資信託がレベル3に分類される時に、2022年3月期末の注記においては「時価がレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表」は不要としていただきたい。

(理由等)

- ・ 2019年適用指針で経過措置の対象とされている投資信託は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の第5-2項の注記の適用が免除されている。一方、本公開草案を2022年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用した場合、一部の投資信託はレベル3に区分され、各種注記の対象になり、調整表を開示することになる。
- ・ 本公開草案は第27-2項にあるとおり、将来に向かって適用されることから過年度に遡及して修正することを前提としておらず、期首時点の投資信託がいずれのレベルに該当するかという情報を作成する必要はないと考えられる。それにもかかわらず、調整表の作成を求めた場合には、準備期間も十分に設けられていないなか、2021年4月1日時点の投資信託のレベル別区分が必要となる。したがって、適用初年度においては調整表の開示を求めないこと、あるいは任意とすることを追加すべきである。
- ・ 仮に、2021年4月1日時点での調整表の作成を求める場合も、期首にあった投資信託を「購入」等のどこの内訳に区分すべきか明確にしない場合には実務に混乱を招く可能性があるため、その取扱いを基準上に明示すべきである。

以上